

住民税・国保税申告相談について

鏡野町では、平成25年2月13日(水)より3月15日(金)までの日程で、住民税・国民健康保険税及び所得税の申告相談を行います。

この申告は、平成25年度の町民税・国民健康保険税の賦課のための資料となります。また、介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。

申告されないと所得状況が不明となつて、所得証明が発行できません。また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、福祉・医療などの各種サービスが受けられない場合があります。申告が必要となる方は、必ず申告期間内に申告を済ませていただきますようお願いいたします。

申告書を提出しなければならぬ方

平成25年1月1日現在、鏡野

町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 事業所得(営業・農業)、不動産所得、配当所得、雑所得(個人年金など)、一時所得(生命保険・学資保険・火災保険などの満期や解約)などがあつた方
- (2) 給与所得があつた方で、次に該当する方
 - ① 給与所得以外に、(1)の各種所得があつた方
 - ② 日雇い・アルバイト等で、勤務先で年末調整を受けていない方
 - (3) 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除などの各種所得控除を受けられる方
 - (4) 国民健康保険に加入している方(毎年所得の申告が必要ですが、所得のない方や、収入が遺族年金・障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要です。申告のない場合には、軽減措置が受けられません。)

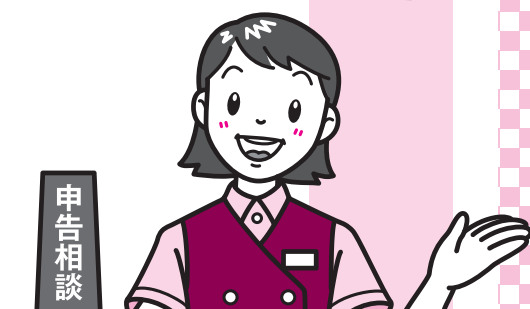
申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 各所得の計算に必要な書類
 - ア 給与所得・年金所得のある方：給与・公的年金等の源泉徴収表
 - イ 事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方：帳簿書類等
 - ウ 譲渡(土地・山林等)所得のある方：契約書や販売金額明細書等
 - エ その他(一時所得・雑所得等)のある方：それぞれの収入の支払調書等
 - ③ 各種所得控除を受ける際に必要な支払証明書や領収書
 - ア 医療費控除：医療費の領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書
 - イ 生命保険・損害保険料控除：保険会社発行の控除証明書
 - ウ 雑損控除：領収書・証明書

その他

3月3日と3月10日の日曜日は申告相談日ですが、他の土曜日・日曜日と3月6日の水曜日は申告相談を行っていませんので、ご注意ください。

エ 寄付金控除：領収書



お問い合わせ先

鏡野町 住民税務課
直通電話

(08068)54-26805
FAX

(08068)54-3940
〒708-0362

岡山県吉田郡鏡野町竹田660